

我邦の工業で相當の成功を爲し、較近まで支那市場を獨占して居つた英國の綿糸業家を恐惶せしめて居るは實に、紡績である。之は要するに我邦が棉產地や支那市場に對してはよりよき地の利を占めて居ると云ふことと、又我が國民性が纖維工業に先天的優越性を持つて居ると云ふことが、重なる原因であらう。此點から見れば或は、毛織物工業も將來は我邦に最有希望で、努力次第では英國のそれを凌駕することも容易であると推察せられる。

元來英國民は最も早く商業經濟の時代に這入り、それが爲めに貓の額同様の一小島國でありながら、世界金融の中心となり、諸民族の經濟生活の樞軸を握ることが出來たのである。經濟政策として自由貿易主義は英國民が多年取り來りし方針であるが、商業經濟の時代即ち商業を中心としての產業立國には自由貿易の外に他に取るべき政策はない譯である。保護政策の如きは商業經濟の自殺であつて、徒らに自給自足の農業立國の時代に復歸せしめんとするものに外ならぬ。それも、北米合衆國の如きの國土豊饒人口稀薄の國に在りては、自國國利民福の點から眺めては保護貿易が得策なるかの如くに一見思はるれども、誠は然様ではないのである。

×

商業經濟時代の特色は國境超越と云ふことであり、國民經濟から世界經濟への推移といふことである。商業が國內的に止まつてゐる間は、なほ商業經濟時代とは云はれない。有無交易は此が世界的に及び、國際分業が行はるるに到つて、全きを得るのである。世界に於て生産せらるる、さまざまの物產の生産費を、商人の立場から比較してみて、自國に於けるよりも安い生産費で生産せらるるもの、外國から輸入し、自國では外國に輸出するのである。さうすれば自國も大變儲かるし、同時に外國も利益するのである。即ち世界の生産力が其れだけ増加したわけであるから、世界全體が利益を蒙ることになるのである。此が國際分業の利益である。

×

ところが、こゝに保護貿易が行はれて關稅の障壁が設けらるると、この世界全體の浴する恩恵が薄くなる。輸入すればもつと安く買へるものが、保護關稅のために、國內で高く生産せられ、國民は高くて反つて品質のよくないものを使用せねばならないこ

とになる。その上、そこに投下されてゐる資本を、より自國に適した産業に投ずれば、もつと儲かる筈の利益が損になつてゐる譯である。

かやうに、商業經濟時代には、保護貿易は障礙である。今日では一切の産業が有無交易の商業的立場から考察され、一の工業を起すにも、その生産費を世界の廣きに亘つて比較考量し、商賣になるからぬかの採算をやらねばならぬ。商人の採算に任せて置けば、ひとりでに世界の利益は増進されるわけである。

×

此れが必ずしも吾輩の獨斷にあらざる證左として、先頃、歐洲並にアメリカ十六ヶ國の財界の巨頭五十六名が署名して、歐洲經濟復興に關する宣言書を發表し、先づ第一に國際貿易上の關稅障壁の撤廢を主張してゐる生きたる事實を擧げようと思ふ。彼等實業界の將帥達は、大戰後の國際貿易上の種々なる制限が、國際貿易の自發的發展を妨げてゐることを指摘し、かかる不自然な狀態を馴致するに到れることを政治家の責任に歸して居るのである。即ち自由貿易こそ、ヨーロッパの經濟的復興に對する最上策であると云ふのである。この宣言は實に彼等が右のやうな理由に目覺めたことは反つて行詰るであらう。

とによるのである。この宣言書發表は、米國においてすら、相當の反響を惹き起してゐる。特に保護關稅を旗印としてゐる共和黨の黨員であり金穴であるモルガン氏を初め、六名の米國財界の大立物が、右宣言に署名してゐることは、注目に値ひすることである。アメリカは大戰後、その富、世界に冠絶するに至つたのであるから、大戰前の英吉利同様に最早や、保護貿易の必要はなくなつたのである。よつて若し今後尙ほも、保護主義を維持すれば、歐洲の精良な商品の競争がなくなり、その結果、自國の經濟的發展は反つて行詰るであらう。

×

吾國も經濟力が次第に充實して來たので、保護がなくとも、商人の手で獨り立ちが出来るであらうと思ふ。そのためには、產業の經營が、常に世界經濟に即する、商業經濟の眼によつて、行はれねばならぬ。それには、右のやうな理由で、先づ自由貿易制度をとることが必要であると信ずるのである。

産業振興と教育の改善

一

「我等の主要政綱は産業立國」と大きな見出して之れが田中政友新總裁の意見なりと一たび發表せられて以來今日に至るまで、政友會の會合毎に我黨の黨是は産業立國と傳へられて居るのである。

領土侵略の時代は過ぎ去り軍國的帝國主義が代謝し、經濟的帝國主義で世界各民族が相争ふ今の時代では、何れの國を問はず「産業立國」の外には國是と認めらるべき國策はあるまい。此點に就ては如何に政見を異にする他の政黨・政派でも異議なからうと思はれる。只惜しむらくは、十年前に政友會がありし如き大政黨で政權掌握の際に此點に着眼して着々施政方針を立て、國民を善導したならば、我國の産業狀態は夙に其の面目を改め今日やうの悲況に陥ることはなかつたではあるまいか！今は既に遅し、遅しと雖も氣付かざるには勝る、只願はくば政友會丈の一片の宣言に止まる

ことなくして、舉國一致着々遂行の實を擧げたきものである。

凡べての社會問題・國家問題の改善に關してイツも前驅せねばならぬものは教育である。然るに我邦今日までの爲政家の仕業を見るに、教育には全然無關心で、當面の諸問題を其日よかれかしに處理して居るやうに見ゆる。又一面教育家の方でも、明治廿年頃の教育精神を其儘繼承し、世の變遷に頓着することなく、十年一日の如くに同じことを繰り返して居る。それであるから、社會萬般の制度は日進月歩であるに係はらず、教育丈は取り残されて、今では全然時代遅れの感がある。前驅せねばならぬ筈の教育が、今は前驅きころかイツも引きづられ勝ちで、此儘推移するならば、遂には殿りも出來兼ねる有様となる恐れがある。

教育の二大目的はカルチュア・エーム即ち人格的修養と、ヴォケーショナル・エーム即ち職業的訓練とである。封建的專制政治の時代には、士農工商の階級別歴然とし、教育は士族の子弟の専有權であり、産業といつても農業本位の自給自足主義であつたから、産業に教育の力をかりる必要は少かつた。従つて封建時代の教育は、専ら治者階級の子弟の修養的意義に解せられ、何等職業的意義を含まなかつたのである。

然るに立憲政治の時代になつて見ると、士農工商は最早や階級別でなくして職業別となつたのである。職業別になつて見れば、職業的存在的必要なき士族は自ら消滅し、今は只戸籍上に肩書を留むるに過ぎなくなり、従つて教育は其量に於て其實に於て其の意義を改めなければならなくなつたのである。封建制度の下では、士族は治者の地位に在り、農工商は被治者の地位にあつたが、立憲治下では治者と被治者との區別がなくなり、國民舉つて治者であり又同時に被治者である。故に封建治下で治者階級の特權であり又義務であつた教育は、立憲治下では國民全體の權利であり又義務であらねばならぬ。斯くして量に於て士族の教育といふ狹き意義から國民全體の教育といふ廣い意義に變つたのである。又質に於ても社會制度や經濟機關が複雜になるにつれ、社會的にも産業的にも教育の意義が變つて來なければならぬ。

自給自足主義の産業とこと變はり、世界的に有無交易の時代となつて見れば、單に修養ある國民といふ丈では國威を發揚することが出來ない。農工商各職業に充分なる理解と技能とを備へ、適材が適職に就き其能力を完全に發揮するにあらざれば、國利民福を増進することが出來なくなつたのである。加之、農工商の各職業が、器械の發明

改良や、金融機關、交通機關の發達、科學、人文の進歩につれ、日に増し複雜になり、昔日のやうに見なれ、聞きなれ、手なれと云ふやうな單純なことでは間に合はなく、ドウしても職業教育の力を借りなければならなくなり、斯くして職業教育と云ふ新意義が教育に含まれなければならなくなつたのである。乃て今の時代が要求する教育は、公民としての修養的訓練と職業的訓練とを國民全體に徹底せしむる所のものでなければならぬ。然るに今の我邦教育の現状は、封建時代の治者たるべきもの、修養教育てふ精神を持続し、下は小學より上大學に至るまで、總べての教育機關が、頭腦階級とも云ふべき一流の人物養成の犠牲になつて居るのである。

我邦は維新以來今日に至るまで物質的に精神的に長足の進歩をなした。そしてそれには教育の力が大に與つて力あることは申すまでもないが、過去に於て功績があつたからとて、それが其儘で現代若しくは未來にも同一の功績があるであらうと思ふのは間違ひである。時代は推移する。明治昭代と大正の御代とは非常な變化である。此變化は歐洲大戰の結果、獨・奧・露の如き半軍國主義の帝國崩壊に由りて世界的となり徹底的となつたのである。明治時代の半封建思想は、今は我邦は申すに及ばず世界何

れの片隅に於ても見出しが出來なくなつた。然るにもかゝはらず、我邦の教育界は依然舊態を守り、一意專心封建的大人材養成を目標として居るは怪訝に堪えぬ次第である。

當代の爲政家が産業立國に氣付かれたは賀すべき事であるが、産業立國の第一着の施政は教育上の産業立國であらねばならぬ。軍國組織に義務徴兵が必要である如くに、産業立國には義務産業教育が必要である。國民皆兵の産業動員が必要である。總べての教育機關は此目的の爲に改善されねばならぬ。

二

本年の實業専門學校長會議に文部省諮詢案として
實業教育改善に關し社會の要求と認むべき事項並に之に對する方策

てふ議題が提出せられた。

審議の結果本議題に關しては農工商各部別々に答申することになり、商業部會では

左の如き答申をなしたが、其の答申が今問題に觸る、點多しと信ずるが故に此に抄錄する。

一、初等教育に關しては小學校令第一條の目的を徹底せしむること。

前項の目的を達せん爲には歐米に於ける小學教育の内容及之れが改善に關する新運動は大に參照の價値あるものと信す。

二、現在の高等小學校の内容を改め職業準備教育を授くること。

米國の或都市に於て目下試設せられつゝある職業準備學校は參照の價値あり。

三、義務教育年限延長に關しては、延長の必要な認むるも、延長は小學教育の形式に由らずして實業補習教育の形式に由ること。

四、兒童職業紹介所を普設して適材を適職に就かしめ、實業補習教育と相俟つて教育の二大目的即ち公民教育職業教育を達成すること。

五、今の中學教育を高等普通教育完成の機關たらしめん爲には、其學科課程をより多く社會的に、より多く産業的に有效ならしむるやう案配すること。要は階梯學校たるの弊を矯むることにあり。

六、中等學校卒業者の爲に高等實業補習教育機關を普設すること。

七、中等實業學校が、總べての上級學校の實業専門學校は勿論高等學校までも門戸開放の爲に豫備校化するの傾向を生することなきやう今より注意すること。

八、高等實業教育機關に關しては、

最終最高機關たるにふさはしからしめ、現代並に近き將來に於ける實業界の要求を考慮し、之に適合したる施設をなすこと。

それには、

- (1) 修業年限の適宜延長
- (2) 設備の完成
- (3) 學生實修機關並に教授研究機關の整備
- (4) 最高機關内に於ける傳統的若くは人爲的差別取扱の撤廢

此答申の要を探れば、今の我邦の教育諸機關は、封建時代の形式的修養教育の弊に陥つて居るから、今の時代の要求に鑑み、初等教育・中等教育・高等教育を一貫して産業立國の國是を閑却することからしめたしとの趣旨に外ならぬ。

三

産業立國の國是に基き、國民皆兵の唯一の義務教育所は尋常小學校であるが、我邦の今的小學校が果して此目的に適合する兵卒を養成し得るであらうか。遺憾ながら否と答へざるを得ない。それには時代遅れの劃一主義を強制する制度の不完全に基く點もあらうが、主要原因は、今の教育者の教育制度運用の精神があくまで半封建的であると云ふ點に歸着すると思はれる。新時代には新時代に適合するやうに制度を改善する必要のあるは勿論のことなれども、イクラ制度を改善しても運用精神が依然として改まらざる以上は何等の效力もない。それであるから、何よりも眞先に運用精神を時代的ならしむると云ふことが急務である。運用精神が時代に適切であれば制度上多少の缺陷があつてもそれを補ふことが出来る譯である。

我邦現行の小學校令は明治十九年に制定せられ、廿三年に改正あり、卅三年に再度の改正あり、其後幾度か部分的の改正があつたから、制度そのものは時代に背反すると云ふ程不適切のものではない。特に小學校令第一條の如きは、イツの時代に適用せら

れても、運用其宜しきを得るならば、國民義務教育の目的を達成することが出来るのである。之が我々商業部會に屬するものが小學校令第一條の目的を徹底せしめられんことを主張した所以である。

小學校令第一條には左の如く規定してある。

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シ道徳教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

右の規定に由れば、小學教育の目的は、個人とし國民としての基礎教育と、日常生活に必須なる實用教育とである。輓近教育の二大目的と稱せらるゝカルチュア・エームとヴォケーションナル・エームとを兼ねて實有せしめねばならぬとの趣旨である。兒童の大多數には、小學教育は教育のアルファであり又オメガである。少數兒童は中等教育を受け又高等教育を受くるの恩典に浴することが出来るから、彼等の爲には小學教育は基礎教育であるけれども、最大多數者には小學教育は基礎工事に没頭し、生活に必須なる層建築である。然るに今の小學教育は所謂三Rの基礎工事に没頭し、生活に必須なる普通の知識技能を授くるてふ第二項の然も主要なる目的は全然閑却されて居る。加

之、地方に由りては特に都市の學校に於て然りであるが、少數兒童の中等學校入學準備の爲に全校が豫備校化されて居る。都會の小學校では、五年六年の生徒に中學校入學準備の爲に豫習時間を設けて特別授業を爲すを當然と心得居るはまだしも、全校を豫備校氣風たらしめ、中學校入學率の多寡を以て其校の品位を定むると云ふ狀態である。

小學を終つて中等教育を受け得るものは恵まれたる階級に屬するもの、子弟である。其の恵まれたるもの、子弟の中學校入學難を、やれ悲慘であるとか沒人道であるとかと叫ぶ人達が、なぜに最大多數兒童に取つては、初等にも中等にも高等にも唯一の恩典である所の小學教育が、少數兒童の階梯教育の犠牲になつて居ると云ふことに気がつかぬであらうか。多數兒童には、社會生活の準備としては小學教育の外には何ものも與へられて居らぬ。其の小學教育が少數兒童の階梯教育化されて居ると云ふことは、多數兒童の爲には甚だ殘酷ではないか。今の有様では、最多數の小國民は、最 小數の恵まれたる小國民の道づれとなつて、義務的に六年間階梯教育を受け、乃て卒業の美名の下に、社會にお放されるのである。義務在學六年にして社會に送り出され

たる彼等は、パンに代ふべき何等の資本を與へられて居らぬ。彼等が義務教育に由りて得たものは、今暫くの間、少數者の道づれとなつて階梯を攀ぢ登るべき資格丈である。然して其の資格は、今の進歩したる産業界では右から左へとパンに代ふることの出來ぬは勿論のこと、社會生活上何等效力のなき所のものである。社會生活上の落伍者の頻々たるは其故なしと云ふべからずである。要は、小學校令の第一條が教育者により社會に由り徹底的に理解されて居らぬから、右様の弊害が起つたのである。此點になると、獨逸帝政時代に行はれた初等教育二様の制度が、不公平のやうに見ゆるけれども、結果の上からは寧ろ勝れたりと云はねばならぬかも知れぬ。

獨逸帝政時代には、一般國民の子弟は「オルクス・シユーレー」又は「ゲマイント・シユーレー」と呼ばれる、國民學校に就學し、少數の恩典階級の子弟にして中等以上の教育を受け得るものは、學齡の當初より中等學校に普く附設されたる豫備校に就學したのである。此二様の教育制度は、二様の國民を造るのであるから、理論上から不公平のやうであるが、さりとて、我國現今的小學校の如くに、少數の恩典階級の子弟を中心とし、國民義務教育を階梯教育の初等階段化するに比すれば勝れりと云はねばならぬ。

獨逸革命政府は、中等學校の豫備校を全廢し、國民舉つて學齡當初より四ヶ年間國民小學に就學せしむることにし、其の四ヶ年間の教育を、獨逸國民たるの基礎教育と呼んで居る。四ヶ年間の課程を修了すれば、少數恩典階級の子弟は、四種類もある中等學校にそれゝ收容さる、から、八年小學校の残り四ヶ年は、小學校から直に社會に出んとする多數兒童の獨り舞臺である。彼等は社會生活に必須なる知識技能を徹底的に授け得られるのである。

英國は今尙ほ二様の教育制度を持続し、少數の恩典階級の子弟は、私立中學校の豫備校に就學するやうになつて居る。彼の國には、我國の學習院やうの學校が澤山に私設せられて居るから、恩典階級の子弟が、公立の國民小學を攪亂するやうなことはない。二様の教育制度を探れば、小學教育が階梯教育となるの弊害も減ずるであらうし、又中等學校入學難の怨訴も減ずるであらう。只國費や公費で、恩典階級の子弟養成所を設けるは如何かと思はれるから、先以て恩典階級者自身に設置せしめて、彼等の子弟を全然之に隔離せしむるなら、其の時こそ小學教育の眞の目的を達し得るであらう。小學は中等學校への豫備校でない、社會への豫備校である。然るに我國では、中等學校

へ向ふものと、直ちに社會へ向ふものとを、同一學科課程で同一方法で鍛へ上げやうとするのであるから、云はゞ一つの石で二つの鳥をねらふやうな譯である。

小學校令第一條の目的を徹底せしめねばならぬと云ふならば何人も之を肯定するであらうが、然も實際に於ては、今の小學教育の當事者は、之が目的を顧みることなくして、徒らに階梯學校としての成功を相互に祝福して居る有様である。それは何故であらうか。元來小學・大學の名稱は支那から儒教と共に受け入れたもので、教育と云へば儒教其のもの、やうに思はれて居た封建時代の名稱が、明治維新以後の國民教育の機關に適用せられたものである。それであるから、今の國民教育機關には全然不適當な名稱である。其の不適當な名稱を附し、今は其の名稱に囚はれて、開設の當初から、教育者も被教育者も、學校は階梯的のものであると心得て、小學と云ふ時は直に中學、大學を聯想し、之に學ぶものは勿論、教ふるものまでが、中學・大學への向上心を起したり起さしたりするのである。それ故に獨逸や米國に倣うて、國民學校とか、普通學校とか、公衆學校とか、其の他何なり適當なる名稱を附して、比較優劣高下を顯はすやうな名稱を避けた方がよいではあるまいか。

小學校に於ける今の教科書が不適當であると云ふことは衆諸の認むる所である。然し不適當と認むる人の中に自から二様の異なりたる見地から批評するやうに思はれる。一は小學を階梯教育と見て不適當と云ふのであるし、一は目的教育と見て不適當と云ふのである。要は編纂者自から階梯教育の段階昇りを體驗し、教育の目的は品性陶冶なりなきてふ形式理論に囚はれ、確たる信念なくして、ドチラにも都合よかれかしと云ふやうな曖昧な立場で編纂したからであると思はれる。

小學校の學科課程表に就て見るに、獨逸のそれと我國のそれとには餘り大した相違はないが、其内容には恐ろしき間隔がある。それは彼の國では、小學教育が中等教育の踏み段にせらるゝ、恐れが全然ないから、目的通り教育せられ得るに、我國ではそれが出來ないからである。

獨逸に於ては、小學の上級生は折れ釘一本あれば磁石を捲へることを知つて居る。ガラス管と水銀とを與ふれば寒暖計を無造作に造る。國內にある所の有益草と有毒草とを一見容易に辨别し得る。それは彼等は右様に教育せられて居るからである。彼等は、物理や化學に關する高尚なる理論は知らぬであらうけれども、日常生活に必須な

る知識技能は遺憾なく授けられて居るのである。

今之米國では、小學教育の形式に流るゝを恐れ、各所各方面で教育の社會化實際化の新運動が盛に起りつゝある。其の最も古くして權威あるは、デュエーの學校即ち社會說に基く所の教育の社會化運動である。之が組織的に然も大規模に實施せられたるはゲーリシステム又はプラトウーン・システムである。最近には此運動がウォルク業作、スタディー勉学、プレイ遊プランてふ名稱で、米國到る所で試みられて居るやうである。又小學に於て、ホーム・プロジェクト課業の實施、小學上級生を收容して職業準備學校を設置する等、何れも小學教育の社會化實際化の運動と見るべきである。之等は我國の教育者が大に参考とすべきであらう。

小學教育改善の要是小學校令第一條の目的を徹底するに在りと云ふことに歸着する。封建制度撤廢以來五十餘年經過の今日、何故に教育界の空氣丈が一新せぬであらうか。

義務教育年限延長問題が近頃又々八ヶ間敷なつて來たやうである。一方には有力なる實業家の團體が之が延長反対を決議したに對し、或種の教育團體では躍氣運動を起すやうなことが新聞紙上に傳へられて居る。我々商業部會に屬するものは、義務教育年限延長には賛成ではあるが、小學教育の年限を延長すると云ふことには不賛成である。小學教育に關しては年限の延長よりも寧ろ内容の改善を先にすべきである。小學教育の内容が充分に改善せられ、小學校令の第一條の目的が實際に實現せらるべきになつてから、尙ほ年限不足であると認められたなら、其時こそ小學の年限延長をなすべきである。今のやうに、小學教育が、目的以外の方向に向けられて居る際には、年限を延長すればするほど、目的背反の度合を高めることになると云ふのである。六年の義務教育丈で社會に送り出されると云ふことは、今の複雜したる社會生活に適合しないと云ふことは無論である。特に義務教育の六年が、其目的をかけ離れ、階梯教育の犠牲になつて居るに於てをやである。乃で何等かの方法が多數小國民の爲に講ぜられねばならぬ。其の方法として我々は實業補習教育の義務制度實施が最適切であると考へるのである。補習教育とは云ふものゝ、我々は我邦現行の補習教育を以

て満足することは出來ない。我々が義務教育と爲さんと欲する補習教育が如何なるものであるかは、教育當事者によりてよりは寧ろ民間當業者によりて、今はよりよく理解されて居ると信ずる。又文部省實業學務局に於ても相當行屆いた調査があるらしいから、一日も早く時代適切の具體案に由りて義務制度實施を希望するものである。

高等小學改善については、文部省でも既に調査に着手したと云ふことを耳にした。七月十五日の新聞紙には左の如き記事があつた。

文部省では高等小學改善に關する具體案を東京高師同女子高師及東京市内男女各師範學校の各附屬小學主事等に作成せしめつゝあるが、近く其の成案を文部當局と前記主事等の聯合會議に附議して審議決定の筈である。而して右主事會議に於て立案中の改善案の骨子を聞くに、大體左の如きものである。

一、高等小學の名稱を地方中學と改稱すること

一、地方中學の修業年限は二箇年とする事

一、地方中學卒業者は正規の中學第三學年に連絡を得るの途を開く事

一現在教員の學級擔任制を學科擔任制に改め大體二學級當り教員數三名の割合とするこ

と

一尋常小學校と併置の當該學校は學級數六學級以上に上るに到ればなるべく獨立を計る事

一學科目は地方の實情に應じた實業的色彩を濃厚ならしむる事

果して右様の趣旨で改善せらるゝならば、それは中學增設の準備行爲をなすやうなもので、二三年たゞない中に昇格運動が起り、數年後には中學增設と同一結果になるのである。それでは益々時代の要求から遠ざかる譯である。我々の主張する改善は、學科半分實業半分と云ふやうな土地の情況に適したる職業準備學校に改むると云ふことである。初級中學やうの學校は今の時代は全く要求せぬのである。

我國の乙種實業學校は誠に結構な制度であるに係はらず、大體として振はない。折角乙種として創設されても、間もなく甲種昇格の運動が始まり、經費の都合がつきさへすれば看板の塗り替へをするのである。其の原因は至つて單純である。先づ第一に乙種と云ふ看板を、職員も生徒も嫌ふのである。第二には看板に伴ふ差別的待遇を嫌ふ

のである。元來我國民程名分に拘泥する國民はないに何故に甲乙大小と云ふやうな比較優劣を顯はす文字を看板に使用せしむるのであるか、然も其看板に由りて職員の待遇から卒業證書の價值まで違ふに於ては、何んでも看板の塗り替へを主張せざるを得ない譯である。それであるから、乙とか小とか云ふやうな小供心を卑下せしむるやうな看板を除き去り、差別待遇特に法令で規定されて居る修業年限の長短に由り或は與へ或は拒否せらるゝ特權が撤廢せられ、凡ゆる中等學校が一視同仁視せらるゝならば、今の乙種實業學校が振はない氣づかひはないのである。それで尙ほ振はないならば、それは内容が貧弱で就學の價值なしと認められるからであるが、今のやうに看板は違ふし、待遇は違ふとなると、如何に内容が充實して居つても、兒童は勿論父兄すら、乙種よりも甲種で學ぶ方がよいと思ふは當然である。

五

中學校は普通教育完成の機關である、中學校令にも其の旨が規定してある。然るにも

係はらず、今の中學校は全然上級學校特に高等學校の豫備校化して居る。然も中學全體を通じては、上級學校入學者は少數であつて、多數の中學卒業生は、直に社會に出で夫れぐ就職口を求むるのである。在學中彼等は少數の上級學校入學者の犠牲になつて豫備教育を受けたが、社會へ出るには何等の準備も覺悟もして居らないのである。彼等が求むる所は體働的職業ではなくして長袖職業であるに、彼等は長袖職業に必要な知識技能を少しも備へて居らぬ。中學校令の精神から見れば、國民としての日常生活に必須なる知識技能を完全に備へて居らねばならぬ筈であるに、それは彼等には授けられて居らないから、例外は時にはあるとしても、多くのものは、イクラ願うても産業界の鬪士となつて一人前の働きをすることは不可能である。

我々は豫備校的中學は我國に全然不要なりといふものではないが、さりとて今日やうに流行的に豫備校的中學を濫設することには賛成出來ぬ。制度上では實科中學は認められて居るとは云へ、我國の現狀は事實上一種の豫備校的中學主義で押し通して居る。こんなことをして居る國は何處にもない。

獨逸は帝政時代には三種中學であつたが、革命政府は更にドイチエ・ギムナジウム

外國語を加へぬ國語を追加した。英國の中等學校は、學科課程を總べて各學校で勝手にきめるから、公私立各學校共に一校一校夫れぐ特色がある。北米では農工商理文等土地の情況に由りて夫れぐ隨意に選擇履修の出來るやうになつて居る。佛國の官立中學は、我邦の中學の如くに融通の利かないやうになつて居るが、其の數は極めて少數である。我邦のやうに、多數の一種中學を設立し、之に就學を獎勵し、少數者に利せんが爲に、在學五ヶ年上級學校入學の準備教育を施して、多數者を犠牲にして居る國は他に例なきは勿論、至つて不親切なりと云はねばならぬ。今の我邦の中學は、現在の如くである限り、普通教育完成所と見做して爰に最終の教育を受けんと欲するものには全く不適當である。然も多數兒童は入學の勝利を喜び、豫備校的犠牲教育を受けながら何等の自覺なくして修了期に至るのである。在學五年、卒業證書を手にして社會に出て、イザ之からと云ふ時になつて始めて其の非を悟るは既に遲してある。然らば、それ程多數者には不適當なる中學が、何故にイクラ増設しても入學志願者が溢れるは如何にと云ふに、それには種々の原因もあらうが、主たる原因は、多數國民が教育に對する眞の理解を缺いて居るといふこと、我邦教育者を始めとし、教育當事者の最多

數が、今尙ほ封建時代の教育精神に驅られて、教育の最高目的は、治國平天下の大人物を輩出するに在りと心得て居り、國民は之に眩惑されて居るからである。教育者は、小學から中學、中學から高等學校、高等學校から大學、之を教育正系と呼び、他の實業學校や専門學校を傍系と呼んで居る。正系傍系の詞が既に何を意味して居るかを表明する。何も知らない兒童や其の父兄は、妾腹扱の實業學校よりは、嫡子扱の中學校がよいと思ふは當然である。父兄としては、己れの子供に自惚れ心のないものは少いから、大學までも進學の出來る中學に入學せしめたいと思ふは當然である。又小學教員としては、自分の教へ子から一人でも多く大臣候補者を出したい、それには最高學府まで攀ぢ登り得る正系の中學入學を獎勵するは當然である。かやうな譯であるから、封建時代の教育精神を、我國民から全然除き去るにあらざれば、イクラ中學を増設しても、當分の内は溢れ出すにきまつて居る。そして社會は何等產業上の豫備知識無き中學ゴロの無職黨を以て充される時が来るであらう。民意尊重が今の代には盛に唱導せらるるが、多數の意見が必ず合法的であり正義であると思ふは間違である。特に我國の如き明治昭代に古今獨歩の明君を戴いて居た國では、上の爲す所下之に倣ふの謂

て諸般の開明は總べて政府に由りて導かれたのである。分けて教育の如き問題に就ては、衆愚と云つて然るべき程民衆は無智であつた。今はやゝ目醒めて來たとは云ひながら、馬車馬的に教育の必要に目醒めたに過ぎないから、在來の軌道を無理矢理に押し進むに外ならない。要路の當局者たるもの、宜しく軌道の指示に留意すべきである。此際教育爲政家の取るべき方針は、正系傍系の誤りたる觀念を除去し、一種の中學の制度を破り、豫備校的氣分を中學校から一掃して、中學校令の本旨に立ち歸ると云ふことである。之が時代の要求である。

農工商の實業學校は、今の所では、中學教育に比すればよりよく中等教育の目的を達しつゝあるが、之も亦近來稍々豫備校的氣分に襲はれつゝある。最近之等の學校に、高等學校の門戸が開放せられたに由り、一層其の氣分が濃厚になりつゝある。學校當事者の手加減次第で全然豫備校化する恐は充分であるに由り、我々商業部會に屬するものは、此の點に留意せられんことを具申した次第である。

我國の高等教育機關は案外に複雜して居る。綜合大學、單科大學各種專門學校の外に、高等學校てふ他邦に類例のない機關がある。制度は米國に於ける文理科の單科大學やうであり、取扱ひは獨立の高等教育機關としての待遇を受けて居るが、事實は綜合大學の豫備校である。昇格騒ぎで出來上つた單科大學も、特別の場合の外は豫科設置が認められないから、高等學校を豫備校として居る譯である。然るに制度上は中學教育の延長で、高等普通教育完成所である。今の高等學校令に由れば、七年制高等學校が原則で、高等科のみの三年制高等學校は變態であるから、今の中學校は寧ろ高等學校尋常科と改稱するか、或は米國やうに初級高等學校ハイスクールとも呼ぶが適當である。乃て問題は、普通教育完成に七年八年と云ふ長年月を費さしむる事が適當なりや否やといふ點である。七年八年とは云ふものゝ、實際は七年八年で完了するは誠に少數で、大多數は九年十年若しくはそれ以上の長年月を費して高等學校の學科課程を修了するのである。修了して見た所で、大學入學の資格が出來た丈で社會入門には何等の資格も備はつて居らぬ。イヤでもオーディトも更に大學の門をくぐつて三年なり四年なりの専門教育を受けなくては社會的生活が出來ないのである。問題は、かかる制度

度が現在の我國状に適して居るや否やである。かかる制度の下では、學者・理論家・空論家、所謂目の人口の人が多數に出來る可能性はあるが、腕の人、實際の人の出來る可能性には甚だ乏しい譯である。勿論學者・理論家も國の爲には必要であるから、かかる制度も全然不必要なりと云ふ譯ではないが、斯る制度を教育正系とし、國民全體を此の方面に向はしむるを教育の第一義となす教育爲政家の方針に對して、聊か疑義を抱くのである。

門閥藩閥がすたれて今は學閥が口にせられるやうになつて來た。之も長づきはせまいが、兎に角今の我が國民は餘りに教育の力を信じ過ぎる傾向がある。教育さへ施せば、何にでもなれると思うて、家屋敷まで質抵當に入れて子弟の教育費に充て、成功的の曉を夢みて居るものが少くないとのことである。之は國家文運興隆の爲には賀すべき事ではあるが、之には又少からぬ弊害が伴ふのである。教育は野菜栽培に比すべきもので、胡瓜はイクラ長く畑に置いても南瓜にはならぬ。餘り長く畑に置けば食用に不適當となる。畑にあらしむる期間が短かすぎても長すぎても實用向から遠ざかるのである。教育も亦其の通りである。人に由り、志す職業に由り、教育の畑にあるべき

適當の年月がある。少數の大才が、大學の畠から出たからとて、大學の畠にあるものが悉く大才になるといふことは出來ない。否却つて、多數の者は、餘り長く教育の畠に置かれた爲に社會生活に不適當となる恐れがあるのである。大學の數も少く、高等學校の數も少かつた時代には、概して優秀頭腦の者のみが此の方面に向ふことが出來、適才が適教育を受けた譯であるから、自然大學畠から有用の人材が輩出した次第であるが、今日やうに、大學の數も増し、高等學校の數も増し、尙ほいよく、增さんとするの傾向があつて見れば、餘りに長く教育を受け過ぎて婆々胡瓜になつて實用には適しませんてふ人物が續々輩出する恐れがあるのである。高等學校は専門教育の中に這入つて居るに拘はらず、勅令では普通教育完成所となつて居り、然も實際は大學豫備門である。之は制度の矛盾である。速に改善して専門教育を授け、獨立の教育機關たるの目的を達せしむべきである。

七

我國の専門學校令は、發布當時には比較的に時代に適切なるものであつたに相違ない。今の時代から見ても、時代の要求に應じて改善の餘地を存してあるから、運用の精神さへ時代に適切であるならば改正を見るの必要はないと思はれる。然るに、大學令の改正を見、單科大學の設立が認めらるゝやうになつてから、専門學校の立場がなくなつたのである。専門學校設立當時には、大學は學術の蘊奥を考究する綜合式所謂帝國大學のみであり、且は單科大學なるものは認められなかつたから、専門學校は名分は専門學校でも、内實は英・米・獨に於ける専門學校の如くに、單科大學の役目を勤めて居つたのである。然るに、單科大學なるものが認められたる今日では、専門學校の立場が全然なくなつた次第である。大學と云ふも、専門學校と云ふも、専門教育の内容は同一である。只大學は高等學校を経るなり或は豫科を経て入學するから、豫備教育の年限が長いと云ふ丈に過ぎない。然るに専門學校も亦法令上豫科を置くことが出來、事實上豫科を置いてある學校もあり、又専門學校の修業年限は三ヶ年以上としてあるから、單科大學同様に修業年限を延長することも出來るのである。今の専門學校が一二を除く外には、豫科もなく修業年限が三年となつて居るのは、教育爲政家がそれが

適當なりと認めて居るからであると云ふ理由に過ぎない。然るに看板を塗り替へたから豫備教育の年限を延長せねばならぬし、看板が昔のまゝであるから其の必要はないとの理由のあるべき筈はない。

修業年限の如きは、看板に由つて定むべくではなく、専門學校の性質に由りて定むべきである。帝國大學の各學部は三年であるに獨り醫學部は四年であつたとて甲乙を論ずべきではない。又各學部が劃一的に三年の高等學校修了者を探るの必要もあるまい。場合に由りては、中學五年修了者を探つても専門教育を授くるに差支ない學部もあるであらう。又専門學校に就ても、専門學校であるから豫科の必要はないとか、修業年限は三年でよいとか云ふべき筈のものではない。學科に由りては、基礎教育が不足である爲に専門教育の目的が達せられないし、學科に由りては、年限延長どころか年限を短縮しても然らんと思はれるのもある。

今の我教育界では、爲政家の中には、看板に拘泥して修業年限の長短を定め、然も年限の長短に由りて甲乙の品定めをして待遇を異にしたがるものもあるし、學校當事者の中には、修業年限の延長を我校向上發展の唯一の手段と心得て居る向もある。要す

るに、之は畑に長く置きさへすれば胡瓜も南瓜になれるし、鳥も教育次第で鶴の働きが出來ると思ふからである。

單科大學の認められたる今日では、もはや専門學校令の必要はないのである。今の専門學校を、現在の儘で看板の塗替をさしてもよいのである。そして必要のある學科には豫科も置かせるし、修業年限の延長をさせるもよろしいが、今の儘で、大學令で支配せらるゝやうになつたなら、今の年限延長論者の中にも案外變説者が出來ること、思はれる。

帝國大學が、今尙ほ専門教育の「イロハ」から授くるを本體として居るは、其職掌を顧みないものではあるまい。帝國大學は、グラデュエート・コースを本體としてこそ學問の蘊奥を考究するの最高學府たるの趣旨に叶ふ譯である。然るに現在の有様では、其の授くる所は専門學校同様で、只其の異なる所は、學生の基礎知識がより多いといふことと——之も年月永ければ永き程効力ありとの假定の下に——建築物其他の設備がよりよく完備して居ること、よりよき待遇を受けて居る教師の授業を受けて居ると云ふ點にある。それ故に、我邦教育改善の第一義は、先以て帝國大學をして其の

本領に立ち歸らしめ、専門學科のイロハ教育は、之を高等學校なり専門學校なりに譲り、稱號養成所の看板を之等の學校に引渡すに在りと信ずる。斯くすれば高等教育機關内に於ける差別的待遇撤廃なご云ふ聲は消えるであらう。

(大正十四年七月二十五日稿了)

昭和四年九月一日印刷
昭和四年九月五日發行

名古屋高等商業學校

名古屋高等商業學校能率實踐工場印刷

終